

## 奈良県訓令第七号

各部課室

各出先機関

奈良県事務決裁規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第三号）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第二条中第七号を削り、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 南部東部振興監 規則第三条第三項に規定する南部東部振興監をいう。

第二条中第二十三号を第二十五号とし、第十四号から第二十二号までを二号ずつ繰り下げ、第十三号を第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五 政策官 規則第三条第四項第一号に規定する道路政策官及び河川政策官をいう。  
第二条中第十二号を第十三号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同条第八号中「観光局長」を「こども・女性局長」に、「医療政策局長及びこども・女性局長」を「及び医療政策局長」に、「景観・環境局長」を「観光局長」に、「まちづくり推進局長」を「地域デザイン推進局長」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号の次に次の一号を加える。

八 政策統括官 規則第三条第三項に規定する政策統括官をいう。

第三条第一項中「危機管理監、知事公室長、南部東部振興監」を「南部東部振興監、危機管理監、知事公室長、政策統括官」に改める。

第八条第二項中「、第三号」を削り、「第三号に」を「第二号に」に、「及び休日」を「、休日」に改め、「の指定」の下に「並びに超過勤務、休日勤務及び夜間勤務の命令」を加える。

別表第一中「技監」の下に「、政策官」を加える。

別表第三中「畜産技術センター 流域下水道センター 奈良春日野国際フォーラム」を「奈良春日野国際フォーラム 流域下水道センター」に、「橿原文化会館 民俗博物館 保健所 中和福祉事務所 身体障害者更生相談所 知的障害者更生相談所 筒井寮 登美学園 女性センター こども家庭相談センター 精華学院」を「民俗博物館 野外活動センター 橿原公苑 女性センター こども家庭相談センター 精華学院 保健

所 中和福祉事務所 身体障害者更生相談所 知的障害者更生相談所 藤の木学園」に、  
「野外活動センター 檀原公苑 景観・環境総合センター」を「景観・環境総合センタ  
ー」に、「ヘリポート管理事務所 幹線街路整備事務所」を「幹線街路整備事務所」へ  
リポート管理事務所」に、

文化会館 美術館 万葉文化館 図書情報館	副館長
-------------------------	-----

を

文化会館 美術館 万葉文化館 檀原文化会館	副館長 事務職員である主幹
--------------------------	------------------

に改め、同表檀原考古学研究所の項の次に次のように加える。

図書情報館	総務企画課長
-------	--------

別表第三中「保健研究センター 消費生活センター 森林技術センター」を「消費生  
活センター 保健研究センター 森林技術センター 畜産技術センター」に、「副校長  
（）」を「総務企画課長（フードクリエイティブ学科に係るものうち軽易なものについ  
ては、フードクリエイティブ学科長、」に改める。